

『第2期 新させぼっ子未来プラン』に関する中間見直しについて

I 計画の位置付け・概要

(1)法的根拠～「子ども・子育て支援法(抄)」

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下、「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2)計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(3)記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施期間
- ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期
- ④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

令和4年度における「第2期 新させぼっ子未来プラン」の中間見直しは主に、

(3)記載事項中

②教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施期間

③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

の各対象事業について、令和2年度及び3年度の実績値を踏まえ、「量の見込み」及び「確保方策」の目標値を再検討する。

II 見直しに至る主な経過 ～「佐世保市子ども・子育て会議」における確認事項

開催時期	関連の議事項目
[第23回] 令和4年7月11日	○第2期 新させぼっ子未来プランの推進について (プランの振り返り・中間見直し・お子様の放課後の過ごし方アンケートの実施) ○佐世保市子ども・子育て会議分科会の設置の提案について
[分科会第1回] 令和4年9月1日	○第2期 新させぼっ子未来プランの中間見直しについて ・教育・保育の量の見込み(確保方策) 及び 子ども・子育て支援事業計画に関する現状と実績、今後の見通しについて

Ⅲ 見直しの根拠及び本市の対応の方向性】～第23回「佐世保市子ども・子育て会議」資料から抜粋

(1)根拠規定(平成 26 年内閣府告示第 159 号:基本的指針)

「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる」ため、市町村は、「必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと」とされている。

(2)見直しの要否(平成 29 年内閣府・作業の手引)

・支給認定区分ごとの子どもの実績値が、量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合には、原則として見直しが必要。

・10%以上のかい離がない場合でも、以下の場合、見直しを行う。

①平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合

②すでに市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても、必要に応じ見直す。

(放課後児童クラブ、延長保育・病児保育、一時預かり等)

(3)第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について<内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)令和4年3月18日付通知>

◇教育・保育の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等の見直し

(Ⅰ)実績値の把握 (Ⅱ)実績値と「量の見込み」との比較 (Ⅲ)要因分析

(Ⅳ)「量の見込み」の補正 (Ⅴ)「提供体制の確保の内容」

◇地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等の見直し

教育・保育の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」の変更を行う必要がある。

◆教育・保育の量の見込み(確保方策)について

⇒第23回「佐世保市子ども・子育て会議」にて報告した仮試算及び最新の入所児童数等の推移をもとに、適宜見直す。

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(確保方策)について

⇒地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童クラブを始め、ニーズ量の推移を見極め、適宜見直す。

【子ども・子育てに係る量的側面での主な背景及び潮流】

～●は全国、○は本市に関わるピックス～

●最低の出生数 86 万 5 千人／合計特殊出生率 1.36 [令和元年]

○合計特殊出生率は横ばい傾向であるものの出生数は減少傾向

[平成 28 年(出生数 2,159 人／合計特殊出生率 1.72)

→令和 2 年(1,881 人／1.71)]

●新型コロナウイルス感染拡大により社会のシステム、生活に大きな影響

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種施策・事業の停滞

●○子どもの貧困対策・ヤングケアラー等、新たな課題の顕在化

IV 計画の点検・評価及び中間年の見直し(案)

(1)人口推計の補正(ローリング)

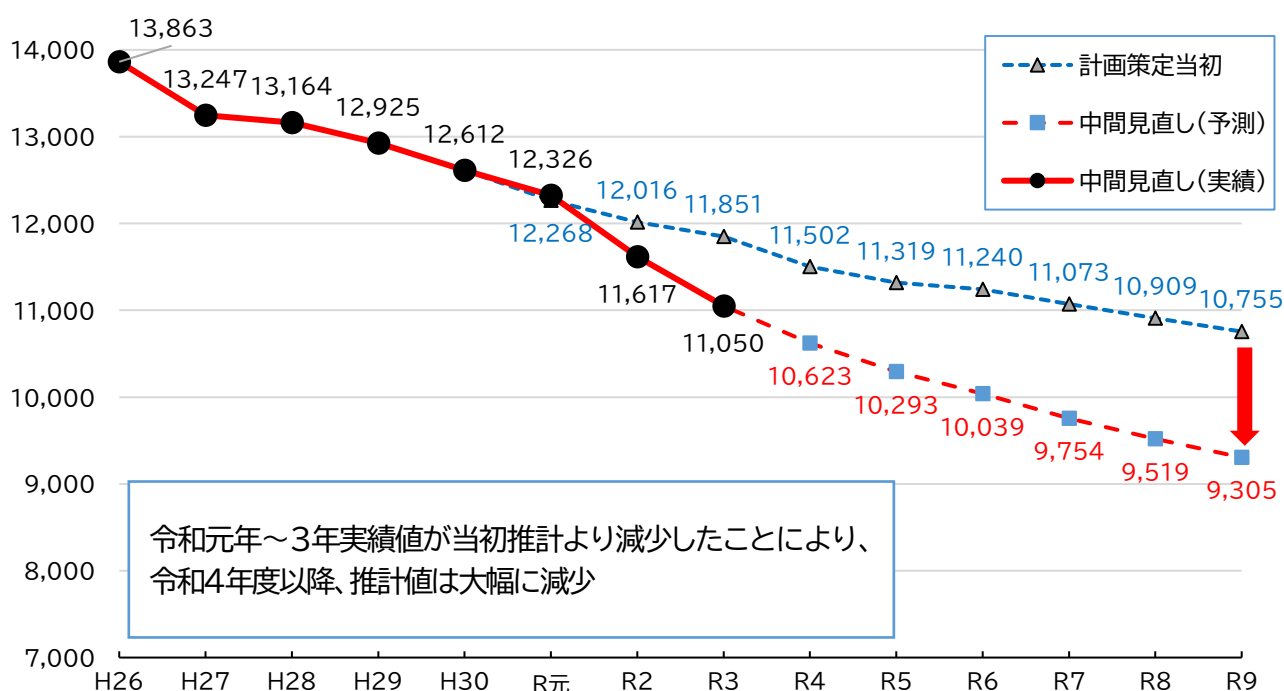
【0歳～5歳児人口推計 中間見直しによる実績及び推計】

	実 績							推 計						
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
年 齢	13,863	13,247	13,164	12,925	12,612	12,326	11,617	11,050	10,623	10,293	10,039	9,754	9,519	9,305
0 歳	2,230	2,109	2,238	2,066	1,956	2,001	1,829	1,758	1,760	1,712	1,660	1,616	1,573	1,533
1 歳	2,378	2,095	2,054	2,228	2,051	1,971	1,860	1,774	1,714	1,717	1,669	1,619	1,576	1,534
2 歳	2,348	2,229	2,114	2,053	2,219	2,040	1,861	1,832	1,739	1,679	1,683	1,635	1,586	1,544
3 歳	2,413	2,263	2,234	2,099	2,034	2,207	1,900	1,789	1,776	1,686	1,628	1,631	1,585	1,538
4 歳	2,241	2,261	2,260	2,239	2,111	2,024	2,047	1,872	1,750	1,738	1,650	1,593	1,596	1,551
5 歳	2,253	2,290	2,264	2,240	2,241	2,083	2,120	2,025	1,884	1,761	1,749	1,660	1,603	1,605
0-5 歳 計	13,863	13,247	13,164	12,925	12,612	12,326	11,617	11,050	10,623	10,293	10,039	9,754	9,519	9,305
前年比		95.6%	99.4%	98.2%	97.6%	97.7%	94.2%	95.1%	96.1%	96.9%	97.5%	97.2%	97.6%	97.8%
15～49 歳 女性人口	47,677	48,191	47,675	46,597	45,684	44,517	43,144	42,034	40,945	39,815	38,607	37,589	36,581	35,652
前年比		101.1%	98.9%	97.7%	98.0%	97.4%	96.9%	97.4%	97.4%	97.2%	97.0%	97.4%	97.3%	97.5%
婦人子ども比		0.046773	0.043763	0.046943	0.044338	0.044949	0.042393	0.041823	0.042995	0.042995	0.042995	0.042995	0.042995	0.042995

* 住民基本台帳人口(外国人登録者除く、各年10月1日現在)をベースに推計

令和4年度以降の婦人子ども比は、令和3年の実績を適用

【0歳～5歳児人口推計 計画策定時と中間見直しの比較】



(2)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施期間の点検・評価

【教育・保育の量の見込み 当初計画段階】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	2,993 人	2,875 人	2,817 人	2,785 人	2,788 人
2号認定	3,516 人	3,377 人	3,309 人	3,270 人	3,275 人
3号認定(0歳)	946 人	972 人	996 人	1,007 人	1,020 人
3号認定(1・2歳)	2,577 人	2,694 人	2,736 人	2,759 人	2,770 人
合 計	10,032 人	9,918 人	9,858 人	9,821 人	9,853 人

【確保方策の方向性 当初計画段階】

(単位:人)

		令和2年度 10,032 人			令和3年度 9,918 人			令和4年度 9,858 人			令和5年度 9,821 人			令和6年度 9,853 人		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
量の見込み		2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790
確保方策	特定教育保育施設	2,259	3,472	3,394	2,141	3,333	3,537	2,083	3,265	3,603	2,051	3,226	3,637	2,054	3,231	3,661
	特定地域型保育事業	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29
	確認を受けない幼稚園	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0
	認可外保育施設	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100
合計(再掲)		2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790



【教育・保育の量の見込み 確保方策の見直し(案)～今後の方向性・課題】

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見直し案)	令和5年度 (見直し案)	令和6年度 (見直し案)
1号認定	2,587 人	2,435 人	2,339 人	2,267 人	2,196 人
2号認定	3,932 人	3,847 人	3,696 人	3,582 人	3,469 人
3号認定(0歳)	819 人	802 人	841 人	843 人	843 人
3号認定(1・2歳)	2,548 人	2,607 人	2,552 人	2,565 人	2,625 人
合 計	9,886 人	9,691 人	9,428 人	9,257 人	9,133 人

【確保方策 実績及び見直し(案)】

(単位:人)

		令和2年度 (実績) 10,531 人			令和3年度 (実績) 10,569 人			令和4年度 (見直し案) 9,428 人			令和5年度 (見直し案) 9,257 人			令和6年度 (見直し案) 9,133 人		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
量の見込み		3,370	3,764	3,397	3,179	3,935	3,455	2,339	3,696	3,393	2,267	3,582	3,408	2,196	3,469	3,468
確保方策	特定教育保育施設	3,030	3,724	3,218	2,870	3,854	3,267	2,030	3,615	3,205	1,958	3,501	3,220	1,887	3,388	3,280
	特定地域型保育事業	0	14	28	0	13	35	0	13	35	0	13	35	0	13	35
	確認を受けない幼稚園	340	0	0	309	0	0	309	0	0	309	0	0	309	0	0
	認可外保育施設	0	26	151	0	68	153	0	68	153	0	68	153	0	68	153
合計(再掲)		3,370	3,764	3,397	3,179	3,935	3,455	2,339	3,696	3,393	2,267	3,582	3,408	2,196	3,469	3,468

【見直しの方向性】

量の見込みについて下方修正が必要

【検討の経緯・背景等】

施設の利用実績について、計画当初策定時と比較すると、全体としては10%未満の乖離状況であるが、令和2～3年度の実績を踏まえた令和4年度以降の推計値については、計画当初と比較して10%以上の乖離が見られる認定種別もあることから、現状に即した修正が必要と考える。

(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

①利用者支援事業

【事業内容】

◇教育・保育施設や地域の子育て支援について情報収集を行うとともに、利用希望者への相談に応じ、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

◇子育て家庭のニーズを把握し、相談や情報提供を行うことにより、適切な事業や関係機関へ繋ぐ支援を実施。

①[特定型]保育コンシェルジュによる相談支援

②[母子保健型]「ままんち させぼ」(子育て世代包括支援センター事業)による妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援

【量の見込みの点検・評価】

区分		令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
基本型 ・ 特定型	量の見込み (実施体制)	1か所 1か所	1か所 0か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策 (実施体制)	1か所 1か所	1か所 0か所	1か所	1か所	1か所
母子 保健型	量の見込み (実施体制)	1か所 1か所	1か所 1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策 (実施体制)	1か所 1か所	1か所 1か所	1か所	1か所	1か所



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
基本型・ 特定型	量の見込み(実施体制)	1か所	1か所	1か所	当初計画どおり
	確保方策(実施体制)	1か所	1か所	1か所	当初計画どおり
母子 保健型	量の見込み(実施体制)	1か所	1か所	1か所	当初計画どおり
	確保方策(実施体制)	1か所	1か所	1か所	当初計画どおり

【見直しの方向性】

計画当初策定時と引き続き、目標設定を行い、事業を実施

【検討の経緯・背景等】

○基本型・特定型＝「保育コンシェルジュ」

特定型を令和4年度以降、改めて設置する予定はないが、令和5年4月「こども家庭庁」設置等の国の動向を踏まえ、必要な対応について検討を行う。

なお、保育コンシェルジュ廃止後においても利用者へのサービス低下とならないよう、各窓口において十分に連携するなど、支援体制を維持する必要がある。

○母子保健型＝「ままんち させぼ」

心身の問題や経済面での支援等、必要とする支援が多様化しており、実施体制について検討する必要がある。

②地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

◇乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

◇地域の子育てを支援するため、親子遊びなど乳幼児とその保護者の交流を促す場を設け、育児講座や育児相談などを開催

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
量の見込み (月あたり延べ利用人数)	8,290 人 4,932 人	8,200 人 4,483 人	8,120 人	8,030 人	7,950 人
確保方策 (実施体制)	* 公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育て支援に関する講習」等を実施				



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

※整数下1桁で四捨五入

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
量の見込み (月あたり延べ利用人数)	7,040 人	6,900 人	6,770 人	下方修正
確保方策 (実施体制)	* 公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育て支援に関する講習」等を実施			当初計画どおり

【見直しの方向性】

量の見込みについて下方修正、また、確保方策について当初計画のとおり体制を維持することが必要

【検討の経緯・背景等】

令和2～3年度の実績では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により利用人数は減となっている。

今後については、コロナによる影響が低減されれば、一定の回復が見込まれるが、少子化の影響により、減少傾向は続くことが想定されることから、コロナの影響を受けた令和2～3年度の実績を除外して試算した人数をもって修正する。

③妊婦健康診査

【事業内容】

◇妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の医学的検査を実施する事業

◇妊娠中の健康管理ができるように、全ての妊婦に対し、産婦人科での妊婦健康診査受診料の助成を実施

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)	1,960 人 23,520 回 1,815 人 21,468 回	1,930 人 23,160 回 1,703 人 19,378 回	1,900 人 22,800 回	1,870 人 22,440 回	1,840 人 22,080 回
確保方策 (実施体制)	・実施場所:医療機関 ・実施時期:随時実施				



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

※整数下1桁で四捨五入

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)	1,630 人 19,560 回	1,570 人 18,840 回	1,500 人 18,000 回	下方修正
確保方策 (実施体制)	・実施場所:医療機関 ・実施時期:随時実施			当初計画どおり

【見直しの方向性】

量の見込みについて下方修正、また、確保方策について当初計画のとおり体制を維持することが必要

【検討の経緯・背景等】

令和2年度の実績は計画と比較し10%以内の減少に留まっているものの、令和3年度においては延べ受診回数が10%以上減少している。

さらに、令和4年度以降、再度試算した数値と、当初見込み数値には、大きな乖離が見られるため、現状に即して、見込み数値を減とする方向で見直す必要がある。

④乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ◇生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業
- ◇家庭訪問員の資質向上を図るため、専門家による研修や訪問員相互の研修を実施

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
量の見込み (対象者数)	1,910 人 1,657 人 電話 1,123 人	1,890 人 1,503 人 電話 1,021 人	1,860 人	1,830 人	1,800 人
確保方策 (実施体制)	・市(子ども保健課)において実施。家庭訪問員(平成30年度:14人)、助産師(平成30年度:5人)が訪問。 ・家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。				



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

※整数下1桁で四捨五入

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
量の見込み (対象者数)	1,640 人	1,600 人	1,550 人	下方修正
確保方策 (実施体制)	・市(子ども保健課)において実施。 家庭訪問員(令和4年度:12人)、助産師(令和4年度:6人)が訪問。 ・家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。			当初計画どおり

【見直しの方向性】

量の見込みについて下方修正、また、確保方策について当初計画のとおり体制を維持することが必要

【検討の経緯・背景等】

当初計画策定時に見込んでいた令和2～3年度の対象者数が、大幅に減となっている。

それに伴い、令和4年度以降、再試算した数値と、当初見込み数値には、大きな乖離が見られるため、現状に即して、見込み数値を減とする方向で見直す必要がある。

⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

イ)養育支援訪問事業

【事業内容】

- ◇児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業
- ◇虐待の未然防止や自立に向けて家庭内で適切な養育環境が継続できるよう、助産師や支援員が訪問し、家事支援及び育児支援を実施

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
量の見込み (延べ利用件数)	170 件 112 件	170 件 117 件	170 件	170 件	170 件
確保方策 (実施体制)	・市(子ども保健課)において実施。 ・養育支援家庭訪問員(平成30年度:5人)、養育支援助産師(平成30年度:5人)が訪問。 ・1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。				



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
量の見込み (延べ利用件数)	170 件	170 件	170 件	当初計画どおり
確保方策 (実施体制)	・市(子ども保健課)において実施。 ・養育支援家庭訪問員(令和4年度:2人)、養育支援助産師(令和4年度:6人)が訪問。 ・1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。			当初計画どおり

【見直しの方向性】

量の見込みについて当初計画のとおりとし、また、確保方策も当初計画の体制を維持することが必要

【検討の経緯・背景等】

当初計画策定時に見込んでいた令和2～3年度の延べ訪問世帯数は大幅に減となっている。

また、令和4年度以降の再試算した数値も同様に減少しているが、当事業は支援を要する家庭及び児童にとってのセーフティーネットの位置づけもあることから、実績如何にかかわらず体制を維持する必要がある。

ロ)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

- ◇虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業
- ◇育児支援等が必要な保護者・家庭を早期に発見するため、産科、小児科医療機関などの関係機関と連携

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
実施の有無 (実施体制)	実施 実施	実施 実施	実施	実施	実施
・「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを実施。					



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
実施の有無 (実施体制)	実施	実施	実施	当初計画どおり
・「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを実施。				当初計画どおり

【見直しの方向性】

引き続き、関係機関と連携のもと、事業を実施していくことが必要

【検討の経緯・背景等】

最近の相談内容の傾向は、様々な問題が絡み合い、虐待や家庭内暴力といった深刻な状況に陥っている事例が増加している。

特に、虐待相談の中でDVの目撃(面前DV)は、心理的虐待として認知され、警察から児童相談所へ通告されるケースが増加している。

新型コロナウイルス感染拡大による影響として、長期欠席児童(1か月7日以上)は、令和元年度(コロナ禍前)と令和3年度の比較において、小学生・中学生ともに増加傾向にある。

加えて、自宅で過ごす時間が長くなったことから、ゲームやインターネットへの依存傾向や、虐待や家庭内暴力に至るケースが増加している。

一方、コロナ禍で家庭内の問題が表出されにくくなっており、虐待が潜在化する懸念がある。

これら課題に対応し、虐待を未然に防止するためには、各関係機関とのさらなる連携強化が重要となっている。

⑥子育て短期支援事業〔ショートステイ〕

【事業内容】

◇保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うワイライツステイ事業

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
量の見込み (延べ利用人数)	130 人 93 人	130 人 57 人	130 人	130 人	130 人
確保方策 (延べ利用人数)	130 人 93 人	130 人 57 人	130 人	130 人	130 人



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
量の見込み (延べ利用人数)	130 人	130 人	130 人	当初計画どおり
確保方策 (延べ利用人数)	130 人	130 人	130 人	当初計画どおり

【見直しの方向性】

量の見込み及び確保方策について、当初計画どおりとすることが必要

【検討の経緯・背景等】

令和2～3年度実績及び人口推計から、令和4年度以降の推計値については、当初推計よりも下回る形となっている。

従前から、母子世帯の利用が多く、近年においてもその傾向に変化はないため、現時点において、大幅な利用件数の増減が生じるものではないと考える。

一方、本事業については、人口減少傾向やコロナ禍による影響等にかかわらず、本事業を必要とされる方にとってのセーフティーネットとして、受入体制を十分に確保する必要があると考えられ、実績如何にかかわらず体制を維持する必要がある。

⑦ファミリーサポートセンター事業

【事業内容】

- ◇乳幼児や児童(小学生)の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行う者(提供会員)との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業
- ◇子育て中の保護者のため、適切な援助を提供
- ◇会員養成講座の実施

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
量の見込み (延べ利用人数)	1,740 人 2,212 人	1,750 人 2,332 人	1,770 人	1,790 人	1,810 人
確保方策 (延べ利用人数)	1,740 人 2,212 人	1,750 人 2,332 人	1,770 人	1,790 人	1,810 人



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

※整数下1桁で四捨五入

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
量の見込み (延べ利用人数)	2,430 人	2,540 人	2,650 人	上方修正
確保方策 (延べ利用人数)	2,430 人	2,540 人	2,650 人	上方修正

【見直しの方向性】

量の見込み及び確保方策について、上方修正が必要

【検討の経緯・背景等】

ホームページの刷新、オンラインでの会員登録等、事業者による取組に加えて、子育て世帯における家庭状況の多様化や新型コロナウイルス感染症の影響（保育施設の臨時休業・一時預かりの利用制限等）などにより、令和2～3年度の実績は当初推計よりも上回る状況となっている。

令和4年度以降も現状の傾向が続くと想定されることから、近年の利用人数の動向から試算した人数をもって修正する。

⑧一時預かり事業

【事業内容】

- ◇一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業
- ◇「幼稚園在園児」について、待機児童解消と子育てしやすい環境整備のため、認定こども園及び幼稚園に業務を委託して実施
- ◇「幼稚園財園児以外」について、安心して子育てができる環境整備のため、実施施設に補助を実施

【量の見込みの点検・評価】

区分		令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
幼稚園 在園児	量の見込み (延べ利用人数)	128,700 人 104,896 人	132,250 人 118,714 人	138,030 人	144,820 人	153,340 人
	確保方策 (延べ利用人数)	128,700 人 104,896 人	132,250 人 118,714 人	138,030 人	144,820 人	153,340 人
幼稚園 在園児以外	量の見込み (延べ利用人数)	4,040 人 2,327 人	3,580 人 1,959 人	3,180 人	2,820 人	2,500 人
	確保方策 (延べ利用人数)	4,040 人 2,327 人	3,580 人 1,959 人	3,180 人	2,820 人	2,500 人



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

※整数下1桁で四捨五入

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
幼稚園在園児	量の見込み (延べ利用人数)	120,950 人	124,300 人	127,140 人	下方修正
	確保方策 (延べ利用人数)	120,950 人	124,300 人	127,140 人	下方修正
幼稚園在園児以外	量の見込み (延べ利用人数)	3,180 人	2,820 人	2,500 人	当初計画どおり
	確保方策 (延べ利用人数)	3,180 人	2,820 人	2,500 人	当初計画どおり

【見直しの方向性】

幼稚園在園児 : 量の見込み及び確保方策について下方修正することが必要

幼稚園在園児以外: 量の見込み及び確保方策について、当初計画どおりとすることが必要

【検討の経緯・背景等】

(幼稚園在園児)

令和2～3年度は、1号認定こどもの減少傾向及び新型コロナウイルス感染症の影響のなかで、当初見込みほど増加はしていないが、令和元年度に開始した幼児教育・保育の無償化により、延べ利用人数は増加傾向にある。今後も、引き続き同程度の増加傾向で推移することが見込まれる。

(幼稚園在園児以外)

令和2～3年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により利用人数は減となっている。

今後については、コロナによる影響が低減されれば一定の回復が見込まれるが、対象となる乳幼児の減少傾向等もあるため、当初計画のとおりとする。

⑨延長保育事業〔時間外保育〕

【事業内容】

- ◇保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の11時間の保育時間を超えて保育を実施する事業
- ◇保護者の就労形態の多様化に対応するため、実施する施設に補助を実施

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
量の見込み (利用実人数)	3,670 人 3,069 人	3,670 人 2,947 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人
確保方策 (利用実人数)	3,670 人 3,069 人	3,670 人 2,947 人	3,670 人	3,670 人	3,670 人



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

※整数下1桁で四捨五入

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
量の見込み (利用実人数)	3,140 人	3,140 人	3,120 人	下方修正
確保方策 (利用実人数)	3,140 人	3,140 人	3,120 人	下方修正

【見直しの方向性】

量の見込み及び確保方策について、下方修正が必要

【検討の経緯・背景等】

令和2～3年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により利用人数は減となっている。

今後については、コロナによる影響が低減されれば一定の回復が見込まれるため、コロナの影響を受けた令和2～3年度の実績を除外して試算した人数をもって修正する。

⑩病児保育事業

【事業内容】

- ◇児童が発熱等急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業
- ◇就労世帯の育児支援のため、市内5か所の病児保育室に運営を委託して実施

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
量の見込み (延べ利用人数)	3,200 人 3,069 人	3,200 人 1,579 人	3,200 人	3,200 人	3,200 人
確保方策 (延べ利用定員数)	9,408 人 9,408 人	9,408 人 9,408 人	9,408 人	9,408 人	9,408 人



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
量の見込み (延べ利用人数)	3,200 人	3,200 人	3,200 人	当初計画どおり
確保方策 (延べ利用定員数)	9,408 人	9,408 人	9,408 人	当初計画どおり

【見直しの方向性】

量の見込み及び確保方策について、当初計画どおりとすることが必要

【検討の経緯・背景等】

令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により利用人数は減となっている。

今後については、コロナによる影響が低減されれば、コロナ禍前(令和元年度)の水準で推移することが考えられること、事業の性質上、感染症の流行状況等に左右される影響が大きいことから、引き続き見込を同数とする。

⑪放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕

【事業内容】

- ◇保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業
- ◇適切な遊びや生活の場を提供するため、市内の一般法人等に運営を委託して実施

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
量の見込み (利用実人数)	2,736 人 2,757 人	2,843 人 2,634 人	2,955 人	3,027 人	3,082 人
1年生	880 人 857 人	916 人 757 人	954 人	978 人	996 人
2年生	753 人 713 人	785 人 752 人	818 人	839 人	855 人
3年生	507 人 556 人	528 人 499 人	551 人	565 人	575 人
4年生	314 人 332 人	323 人 355 人	332 人	339 人	345 人
5年生	178 人 194 人	184 人 166 人	189 人	193 人	196 人
6年生	104 人 105 人	107 人 105 人	111 人	113 人	115 人
確保方策 (利用定員数)	2,975 人 2,975 人	3,055 人 2,965 人	3,135 人	3,215 人	3,255 人



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
量の見込み (利用実人数)	2,731 人	2,815 人	2,790 人	下方修正
1年生	786 人	796 人	788 人	下方修正
2年生	784 人	793 人	785 人	下方修正
3年生	523 人	542 人	538 人	下方修正
4年生	357 人	377 人	373 人	下方修正
5年生	166 人	175 人	174 人	下方修正
6年生	115 人	132 人	132 人	下方修正
確保方策 (利用定員数)	2,965 人	3,045 人	3,085 人	下方修正

【見直しの方向性】

量の見込み及び確保方策について、下方修正することが必要

【検討の経緯・背景等】

近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、放課後児童クラブの利用人数は横ばいの傾向である。

留守家庭の割合については今後も増加傾向と見込まれるが、少子化の影響もあり、利用人数の伸びは当初推計より鈍化するものと見込まれる。

令和4年度以降については、近年の利用人数の動向と「お子様の放課後の過ごし方アンケート」結果等を加味し、試算した人数をもって修正する。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

◇子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
実施の有無 (実施内容)	一部実施 一部実施	一部実施 一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
	・新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施。なお、他の費用については、国の状況等を見ながら、必要に応じ検討。				



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	当初計画どおり
	・新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施。なお、他の費用については、国の状況等を見ながら、必要に応じ検討。			当初計画どおり

【見直しの方向性】

引き続き、事業を実施していくことが必要

【検討の経緯・背景等】

保護者が利用する施設の違いで同収入世帯の副食費負担が生じないように公平性の観点からも引き続き実施が必要と考える。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

〔新規参入施設等への巡回支援〕

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して巡回支援等を行う事業

〔認定こども園特別支援教育・保育経費〕

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業

【量の見込みの点検・評価】

区分	令和2年度 (計画/実績)	令和3年度 (計画/実績)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
今後の方針	・国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討				



【量の見込みと確保方策の見直し(案)】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	見直し(案)
今後の方針	・国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討			当初計画どおり

【検討の経緯・背景等】

既存の事業・体制の活用による新たな事業実施はないものの、今後も国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討する。

V 中間見直しにおける意見・指摘事項等

(1)教育・保育の量の見込み 及び 計画全般 について

（意見・指摘事項）

乳幼児及び児童の数については、例えば、学校再編に関する検討が進められており、本来あった受け皿がなくなるという想定もある。

今後、地域によっては乳幼児や児童の人数が減少し、施設の統合などの検討も必要になると思う。

（回答・見解等）

乳幼児及び児童の数については減少傾向をたどっているが、今回は、施設の統合による受け皿の削減という要素は含んでいない。

しかし、地域によっては乳幼児及び児童の数が急激に減っているところも見受けられるため、次期計画においては留意する必要がある。

（意見・指摘事項）

今後の乳幼児や児童数の推計にあつては、現在計画されている大規模開発事業による影響が発生することが想定される。

本市において事業が認可され開発が進められる場合、多くの雇用が発生し、人口流入も見込まれていると聞いている。そうなった場合、今回の人口推計の見込みも大きく変動する可能性があると考えられる。

（回答・見解等）

事業の展望が見えるようになって改めて、具体的な計画等を作っていくことと想定され、子ども・子育て支援に関しても、将来を見据えてしっかり検討していく必要がある。

（意見・指摘事項）

保護者は「地域子ども・子育て支援事業」の各事業について、どのくらい認知しているのか疑問に思った。

（回答・見解等）

情報発信の仕方はSNS・スマートフォンの普及等により多様化しているが、指摘を踏まえ、事業内容等、広く理解されるよう、情報発信する必要があると考える。

（意見・指摘事項）

現行計画において、目標設定が「箇所数」又は「実施」となっている事業について、当該設定内容だけでは評価が困難である。

設置箇所数だけでなく、ケース数や連携機関などの実態を把握することも必要だと考える。

また、現行計画における目標設定について、「実人数」又は「延べ人数」となっているものがあるが、利用者等のニーズが把握しにくい事業もある。

（回答・見解等）

次期計画においては、利用者の実態を可能な限り把握できるような数値目標の設定に留意する必要がある。

(2)地域ごとの人口推計について**(意見・指摘事項)**

現行計画において、島しょ部が本土地域と合わせたエリア設定となっているが、島しょ部の状況が明確になっていない。

(回答・見解等)

本計画策定当初、都市計画マスタープランの地域エリアを参照して6つのエリアに区切ったという経過がある。次期計画の策定の中で、地域エリアの設定について検討課題とする。

(3)地域子ども・子育て支援事業 地域子育て支援拠点事業について**(意見・指摘事項)**

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て世代との交流事業に対して、地域住民等が参加する機会が減少していることを実感している。

従前において、行政からは行事・イベント案内や情報提供が高い頻度で行われていたが、近年は減少傾向にあると感じている。

(回答・見解等)

令和2年度及び3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設を休園せざるを得なかった時期もあり、その影響で利用実績も非常に減少した。

しかし、令和4年度は、利用者数を制限しながらも開所している状況である。

今後も状況を勘案しつつ、可能な限り、子ども・子育て支援センターをはじめとした親子の触れ合いの場は開所していきたいと考えている。

また、子ども・子育て支援センター以外の認定こども園の広場など、身近な施設の利用も紹介していきたい。

(4)地域子ども・子育て支援事業 乳児家庭全戸訪問事業について**(意見・指摘事項)**

乳児家庭全戸訪問事業について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家庭訪問ができずに電話だけの対応が多かったと聞いたが、とても大変だと思った。

直接訪問することによって見えてくる状況把握が、電話対応では難しかったのではないかと思います。

加えて、新型コロナウイルスの影響により、支援センターなども利用できず、孤立した母親たちが増えている状況について懸念がある。

(5)地域子ども・子育て支援事業 子育て短期支援事業について**(意見・指摘事項)**

本事業は、新型コロナウイルスの影響下にあるにもかかわらず、必要とされている保護者に対し、ニーズごとの支援をされている。今後も引き続き、ニーズに合わせた対応を行ってほしい。

(回答・見解等)

子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)について、疾病や冠婚葬祭、さらに近年は、育児疲れにより利用される保護者が多く、虐待を防止する意味も含め、かなり大事な事業と考えている。

受入先の児童養護施設は市内に2か所あるが、当該施設は児童相談所の一時保護の委託も兼ねており、施設の利用ニーズも増加している。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、施設側の受入体制も難しい状況もある。

そのため、市としては令和3年度から、里親委託を増やして、受け皿の幅を広げている。

(6)地域子ども・子育て支援事業 ファミリーサポートセンター事業について**(意見・指摘事項)**

新型コロナウイルスの影響により、ファミリーサポートセンターの利用が増加したとのことであるが、指標が「延べ利用者数」となっているため、同じ人が何回も利用している場合も想定され、事業ニーズが果たしてどのくらいあるのか見えにくい面がある。

事業によって、実人数もあれば、延べ人数で算出されているものもあり、わかりづらいと感じた。

(回答・見解等)

指標設定にあつては、市独自で定めているものではなく、国からの指針に基づき策定した経緯がある。国の指針に基づき対応する部分もあると思うが、次期計画においては検討していきたい。

(7)地域子ども・子育て支援事業 放課後児童等健全育成事業について**(意見・指摘事項)**

学校再編の検討が進められているなかで、放課後児童クラブが減少するのではないかと不安がある。

(回答・見解等)

放課後児童クラブとともに、今後の動向を注視し検討する。

(意見・指摘事項)

低学年の児童は、かなりの方が放課後児童クラブを利用しており、今後も需要は減少しないと思う。

放課後児童クラブに児童を預ける家庭は、共働き世帯であることが多いが、近年、下校時間に保護者が在宅である場合でも、他の兄弟姉妹のお世話や、ゆとりを作るために放課後児童クラブを利用したいという要望があると聞いている。

(回答・見解等)

少子化の影響により、児童数は減少傾向にあり、放課後児童クラブの利用者は、頭打ちとなる部分もあるが、一方共働きの割合及びそれに伴う利用ニーズの増加傾向もあり、引き続き、一定の増加傾向が続いている。

保育所、幼稚園、さらには児童クラブにおいて乳幼児や児童を預かり、子育て世代が生活しやすい環境もしっかり整備していきたい。

(意見・指摘事項)

放課後の移動、新たな施設の建設費用等を考えると、余裕教室の利活用は選択肢として考えられるが、学校の校舎配置や管理面等を考慮すると、余裕教室の提供が困難な学校もある。

学校側に意向を確認したところ、概ね半数の学校が余裕教室を児童クラブとしての開放が難しく、約4分の1が条件付きで開放可能、残りの約4分の1が開放可との回答状況であった。

放課後児童クラブの余裕教室の活用となると、他の教室への立ち入りや教室備品の管理など、既存の教室や公的または児童の私的備品の管理面が一つの課題としてある。

また、学校側の職員が不在時における施錠管理、責任の所在を明確にする必要がある。

さらには、活動する部屋に付属して、手洗い便所等が完備されていない場合もあり、既存設備の活用では困難な場合もある。

余裕教室そのものが将来的にも発生しない学校も少なくなく、また、普通教室に隣接している場合、高学年の授業に対する支障も懸念される。

学校管理の観点から、余裕教室の利活用については課題も多く存在するため、留意をする必要がある。

VI 中間見直しを通した第3期プラン策定にむけた今後の提言

【計画全般について】

将来の見通しにおいて、雇用や人口の動向に大きな影響を与える事業等が実施された場合は、将来の展望が見えるような計画を策定すること。

また、各種事業に対する周知、認知度を高めるための取組について、意を用いること。

【地域ごとの人口推計について】

現行計画において、島しょ部が本土地域と合わせたエリア設定となっているが、島しょ部の状況が明確にならないため、次期計画においては、エリア設定に留意すること。

【教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業 放課後児童等健全育成事業について】

次期計画においては、子どもの数が減少傾向にあるなかで、教育・保育の量の見込みにおける地域ごとの需要の検討や、学校再編の進捗等を踏まえた放課後児童等健全育成事業における運営の見直し等について留意すること。

なお、放課後児童等健全育成事業における小学校の余裕教室の活用については、運用管理面、また、設備面等において解決すべき課題もあることから、慎重に検討する必要がある。

【地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業 他同様の事業について】

現行計画において、目標設定が「箇所数」又は「実施」となっている事業について、当該設定内容だけでは評価が困難であるため、次期計画においては、設置箇所数だけでなく、ケース数や連携機関などの実態を把握するための指標を検討すること。

また、現行計画における目標設定について、「実人数」又は「延べ人数」となっているものがあるが、利用者等のニーズが把握しにくい事業もある。次期計画においては、利用者の実態を可能な限り把握できるような数値目標の設定に留意する必要がある。

以 上